

文化市民局

担当 市民生活部市民総合相談課

TEL256-1110

みやこ

「京・くらしの安心安全情報」第19号の発行について

京都市文化市民局市民総合相談課（市民生活センター）では、消費契約に起因する商品・役務に関する危害や契約上のトラブル相談など、消費者被害の救済や未然防止、拡大防止を目的とした消費生活全般にわたる相談事業を実施し、相談者に対する情報提供、助言及びあつせんを行っています。

この度、市民総合相談課（市民生活センター）に寄せられた消費生活相談に関する情報等をみやこ発信する「京・くらしの安心安全情報」第19号を下記のとおり発行します。

今号は、本年4月に発生した緊急情報や、平成19年4月から平成20年1月までの消費生活相談の概要を掲載しています。

記

掲載情報の概要

1 相談の概要

- ・ 平成19年4月から平成20年1月までに寄せられた相談件数は、6,343件で前年同時期(6,783件)に比べ6.5%減少
- ・ 依然として被害が多い**不当請求・架空請求**
- ・ **フリーローン・サラ金**に関する相談が**増加**
- ・ **住宅リフォーム等の家屋修繕工事**に関する相談件数が**減少**

2 緊急情報

- ・ 市民総合相談課に寄せられた被害情報について

3 製品事故に関する情報

- ・ 携帯電話の電池パック、子供運動靴、スピーカーに関する注意喚起（新着情報）

4 お知らせ

- ・ 消費生活相談・情報メール便のメール配信を開始しました！

※ 「みやこ京・くらしの安心安全情報」の設置場所

市役所本庁舎案内所、市民総合相談課（市民生活センター）、
各区役所・支所まちづくり推進課、京北出張所